## 委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和3年10月15日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会	□中
2. 都道府県名	静岡県	執行機関名
3. 市区町村名		
4. 届出番号	7	
5. 独自利用事務の事例番号	113-6-1(2)	   知事等(教育委員会)が行う高等学校等の専攻科に係る修学支援に関する事務 
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	https://www.pref.shizuoka.jp/kikaku/ki-510/mynumber/dokujiriyo.html	

## 1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事 務であって主務省令で定めるもの	静岡県公立高等学校等専攻科修学支援金の受給資格の認定の申請の受付、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答及び当該申請者の保護者等の収入の状況の届出の受付、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9 条第2項に基づく個人番号の利用等に関する条例別表第1の10 静岡県公立高等学校等専攻科修学支援金の受給資格の認定の申請の受付、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答及び当該申請者の保護者等の収入の状況の届出の受付、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第1条	静岡県公立高等学校等専攻科修学支援金事務処理要綱
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、 <u>高等学校等の生徒等</u> がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における <u>教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する</u> ことを目的とする。	第1 この要綱は、 <u>高等学校等専攻科に通う低所得世帯の生徒</u> に対し、授業料に相当する額を支援することにより、 <u>教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する</u> ため、静岡県が支給する高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱(令和2年4月1日文部科学大臣決定)第3条第1項に規定する高等学校等専攻科修学支援金(以下「専攻科支援金」という。)の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		静岡県公立高等学校等専攻科修学支援金事務処理要綱 静岡県公立高等学校等専攻科修学支援金事務処理要領 高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への就学支援)の取扱いにつ いて